

## 行政手続オンライン化法に基づく主務省令について

- 一般的に、個別作用法の手続根拠規定において書面を意味する用語がある場合については、当該規定の用語は電磁的記録を排除しており、その個別作用法を前提としては当該手続をオンラインで行うことはできないと考えられている。「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（以下「行政手続オンライン化法」という。）では、このように書面で手続を行うこととしているものについて、主務省令で定めるところにより、オンラインで行うことができるとされている。
  
- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 27 条第 1 項においては、評価書が「書面」であることが明確に示されている。しかしながら、実際の事務においては、特定個人情報保護評価を実施する機関が評価書を特定個人情報保護委員会に提出する場合や、特定個人情報保護委員会が特定個人情報保護評価を実施する機関に承認の通知を行う場合には、オンラインで手続を行うことが想定される。このため、行政手続オンライン化法に基づく主務省令を策定し、オンラインで手続を行うことを可能とする必要がある。

※ 特定個人情報保護委員会の所管に係る手続については、行政手続オンライン化法に基づく主務省令は特定個人情報保護委員会規則となる。

## 参照条文

### ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（抄）

（特定個人情報保護評価）

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（中略）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。 当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。）の方式
- 六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報保護委員会規則で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。 当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

### ○特定個人情報保護評価に関する規則（案）（抄）

（評価の概要を記載した書面の提出）

第三条 行政機関の長等は、基礎項目評価書、重点項目評価書及び法第二十七条第一項に規定する評価書を特定個人情報保護委員会に提出するときは、指針で定めるところにより、当該行政機関の長等が実施する特定個人情報保護評価の概要を記載した書面を併せて提出するものとする。

## ○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

（主務省令）

第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。